

西脇市人権教育及び啓発に関する
総合推進指針（改定版）

令和5（2023）年3月

西脇市

西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針

第1章	人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定に当たって	
1	指針改定の趣旨	1
2	指針の性格と役割	1
第2章	人権問題をめぐる情勢	
1	国際社会の取組	2
2	国内の取組	2
3	本市の取組	3
4	本市の人権をめぐる現状と課題	4
(1)	人権についての考え	4
(2)	人権侵害の経験について	6
(3)	様々な人権問題についての考え	8
第3章	人権教育及び啓発の推進	
1	あらゆる場における人権教育及び啓発の推進	13
(1)	家庭	13
(2)	学校・園	14
(3)	地域	14
(4)	職場	15
2	人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する教育及び啓発の推進	15
(1)	市職員等	15
(2)	教職員等	16
(3)	医療・保健関係者	16
(4)	福祉関係者	16
第4章	個別の人権課題にかかる施策の推進	
○	障害のある人	18
○	インターネットによる人権侵害	20
○	子ども	21
○	高齢者	23
○	女性	25
○	働く人と職場	26
○	部落差別（同和問題）	27
○	外国人	29
○	性的指向・性自認	30
○	感染者等	31
○	様々な人権課題	32
第5章	推進体制	
1	推進体制の整備	35
2	相談体制の充実	35
3	関係機関との連携体制	35
4	指針の期間と見直し	35
資料編		36

西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針

第1章 人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定に当たって

1 指針改定の趣旨

人口減少や価値観の多様化が進む中で、全ての市民が人権意識を高め、互いの人権を尊重し、多様性を認め支え合う共生社会を実現していくことが大切です。そのためには、市民一人ひとりが生涯にわたって多様な学習活動などに取り組む機会を創出するとともに、行政と市民が一体となって、人権文化が日常の中で根付き、全ての市民の人権が尊重される取組を進めていく必要があります。

国際連合総会（以下「国連総会」という。）では、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。我が国でも、平成9（1997）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、総合的に人権教育及び啓発が推進されてきました。さらに、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権の擁護、確立が強く求められるようになりました。

本市においては、全ての人々が人権教育及び啓発の意義やその重要性を理解するとともに、日常生活で人権問題に接した際に「おかしい」と思う感覚を磨き、人権への配慮を態度や行動で表現する人権文化が根付いた社会を構築するため、平成13（2001）年に「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、様々な人権課題に取り組んできました。

しかしながら、人権をめぐる状況が指針策定当時から大きく変化し、新たな人権課題が発生しています。こうした社会の変化に対応する必要があることから、指針の改定を行います。

2 指針の性格と役割

指針は、人権が尊重される社会づくりに向け、「人権尊重のための教育及び啓発に関わる施策の総合的な推進」について、基本的な方向性を示すものです。

本市の人権に関わる施策は、市民、事業所、団体等様々な主体により推進されなければなりません。このため、本市は国及び県と連携を図りながら主体的に施策を展開するとともに、他の各主体が本指針の趣旨に沿って自主的に取り組むことを期待します。

第2章 人権問題をめぐる情勢

1 国際社会の取組

20世紀には、人類最大の人権侵害といわれる二度にわたる世界大戦を経験し、平和と人権の尊重がいかに大切かを学びました。

第二次世界大戦後、今日まで人権の尊重が世界共通の理念となることを目指し、国連総会において、昭和23（1948）年の「世界人権宣言」をはじめ、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など様々な人権関係の条約が採択されました。

さらに、このような取組を背景に、人権教育を通じて人権文化を世界中に築くことを目的として、平成6（1994）年の国連総会において、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。平成17（2005）年には「人権教育のための世界計画」として行動計画が定められ、人権という普遍的文化を構築するための取組が今日に至るまで進められています。

また、平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約」が、平成19（2007）年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの取組が進んでいます。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。戦争を繰り返し、環境破壊・汚染を広げた20世紀の経験を踏まえ、これまでの人権をめぐる様々な努力を一斉に開花させることにより、21世紀を全ての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、全ての国とその国民が人間の尊厳を第一に考え、人権尊重が世界共通の行動基準となることが期待されています。

平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）においても「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」など人権尊重の理念が示されています。

2 国内の取組

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原則とする日本国憲法の下で、人権に関する国際条約の批准や法令の整備、施策の推進が図られてきました。

平成9（1997）年には、関係施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その中で、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を目指す取組が行われてきました。

この国内行動計画は、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供を積極的に行うことを目標としています。また、人権教育の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、部落差別（同和問題）、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むことを規定しています。

平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び啓発に関する施策の策定及び実施は国の責務とされ、地方公共団体においても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。この法律を受け、国は平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、平成23（2011）年に「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加え、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

近年では、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）の施行など法令の整備が図られました。

3 本市の取組

本市においては、自治会や地区を単位とした学習会や、毎年8月を「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間と定め市内各地区における講演会、さらには事業所や各種団体における研修など様々な人権啓発活動を通じて多くの市民が人権について考える機会を創出するとともに、人権教育及び啓発の指導者の育成や人権感覚を磨くための体験活動などを実施し、市民が主体となって人権意識の高揚を図ってきました。

市内4箇所の隣保館においては、様々な人権問題の解決に向け、相談窓口を設置するなど人権に関連する各種事業に取り組み、人権文化の定着に向け情報発信を行うとともに、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動が行われています。

また、「西脇市地域福祉計画」、「西脇市障害者基本計画・西脇市障害福祉計画・西脇市障害児福祉計画」、「西脇市高齢者安心プラン」、「西脇市男女共同参画基本プラン」などを策定し、それぞ

れの人権課題について施策を推進しています。

令和2（2020）年4月施行の「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」では、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指しています。

4 本市の人権をめぐる現状と課題

本市の現状を把握するため、令和元（2019）年度に「人権についての市民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。意識調査の結果は、次のようになっています。

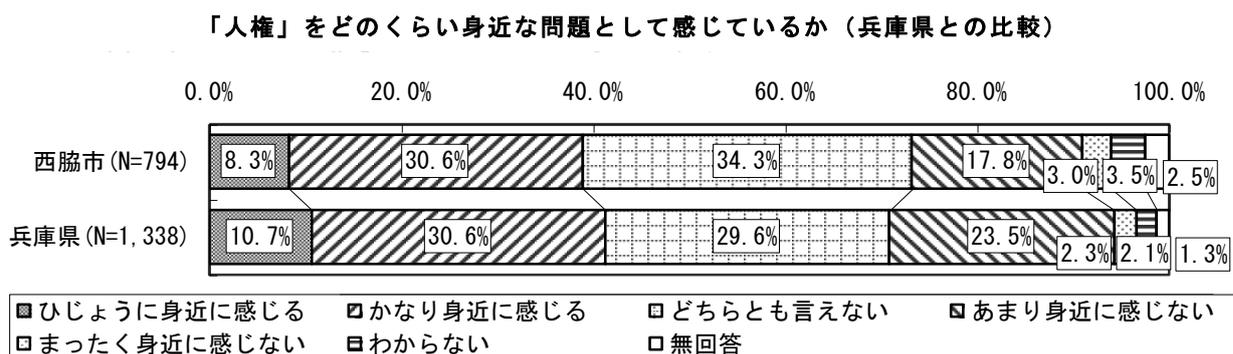
(1) 人権についての考え

【現状】

ア 『あなたは、「人権」をどのくらい身近な問題として感じておられますか。』

「人権」を身近な問題として感じている人が約4割となっており、性別にみると大きな男女差はみられませんが、年齢別にみると50歳以上の各年齢層で4割以上となっており、身近な問題として感じていない人は18～29歳で約3割となっています。また、「どちらとも言えない」という人が全体で3割以上を占めています。

兵庫県の調査と比較すると、「人権」を身近な問題として感じている人は、兵庫県が41.3%で、本市と同程度となっています。

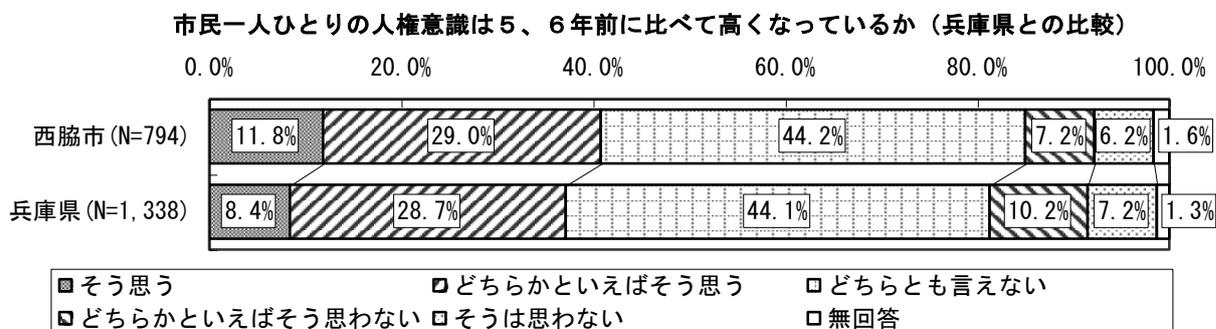


イ 『市民一人ひとりの人権意識は5、6年前に比べて高くなっている』

「市民一人ひとりの人権意識は5、6年前に比べて高くなっている」と思う人が約4割となっており、性別にみると大きな男女差はみられません。また、年齢別にみると70歳以上の5割以上が「5、6年前に比べて高くなっている」と感じています。

が、70歳未満の各年齢層では「どちらとも言えない」又は「そのように思わない」人が5割以上となっています。

兵庫県の調査と比較すると、「市民一人ひとりの人権意識は5、6年前に比べて高くなっている」と思う人は、兵庫県が37.1%で、本市が3.7ポイント高くなっています。



ウ 『日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。』

日本社会の人権にかかわるいろいろな問題への関心として、「障害のある人に関する問題」に関心がある人が約5割となっており、「インターネットによる人権侵害の問題」と「子どもに関する問題」もそれぞれ約4割となっています。また、男女ともこれらの項目が上位3項目を占めており、「障害のある人に関する問題」については、男性の約5割が関心を持っています。加えて、「部落差別などの同和問題」に関心がある人は男性の方が多く、「女性に関する問題」に関心がある人は女性の方が多くなっています。年齢別にみると、「子どもに関する問題」は30～39歳及び40～49歳、「高齢者に関する問題」は60～69歳及び70歳以上でそれぞれ多くなっており、各年齢層のライフステージに応じた特徴が表れています。

◆ 特に関心のある人権問題(5つ以内で複数回答) (性別)

(人)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障害のある人に関する問題	部落差別などの同和問題	アイヌの人々に関する問題	日本に居住している外国人に関する問題	エイズ患者・HIV感染者に関する問題	ハンセン病患者・回復者などに関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	犯罪被害者に関する問題	インターネットによる人権侵害の問題
男性 (298)	24.5%	38.9%	37.2%	53.0%	19.8%	2.3%	17.4%	6.7%	3.4%	13.4%	12.1%	46.3%
女性 (455)	38.9%	41.3%	40.9%	46.2%	13.2%	0.7%	15.6%	2.4%	2.9%	9.7%	12.3%	42.2%
答えたくない (19)	26.3%	26.3%	36.8%	36.8%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	52.6%
無回答 (22)	22.7%	36.4%	45.5%	54.5%	36.4%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	4.5%	18.2%	27.3%
合計 (794)	32.7%	39.9%	39.5%	48.7%	16.0%	1.3%	15.7%	4.2%	3.1%	10.8%	12.3%	43.6%
	北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題	ホームレスの人に関する問題	性的指向を理由とした人権侵害の問題	性同一性障害者に関する問題	人身取引(性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引)に関する問題	東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題	働く人の権利に関する問題	環境と人にかかわる問題	その他の問題	特になし	無回答	
男性	19.1%	3.4%	5.0%	3.7%	3.4%	16.4%	34.9%	14.4%	2.3%	1.0%	0.7%	
女性	14.7%	2.4%	5.9%	10.1%	2.4%	16.9%	31.9%	16.3%	0.7%	2.6%	3.1%	
答えたくない	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	21.1%	31.6%	15.8%	5.3%	5.3%	5.3%	
無回答	18.2%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	22.7%	18.2%	13.6%	4.5%	4.5%	4.5%	
合計	16.2%	2.9%	5.4%	7.4%	2.6%	17.0%	32.6%	15.5%	1.5%	2.1%	2.3%	

◆ 特に関心のある人権問題(5つ以内で複数回答) (年齢別)

(人)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障害のある人に関する問題	部落差別などの同和問題	アイヌの人々に関する問題	日本に居住している外国人に関する問題	エイズ患者・HIV感染者に関する問題	ハンセン病患者・回復者などに関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	犯罪被害者に関する問題	インターネットによる人権侵害の問題
18~29歳 (49)	42.9%	34.7%	24.5%	44.9%	6.1%	4.1%	18.4%	6.1%	4.1%	8.2%	8.2%	59.2%
30~39歳 (65)	55.4%	56.9%	30.8%	55.4%	7.7%	0.0%	13.8%	6.2%	3.1%	10.8%	10.8%	38.5%
40~49歳 (103)	39.8%	47.6%	26.2%	46.6%	13.6%	0.0%	14.6%	2.9%	3.9%	11.7%	11.7%	45.6%
50~59歳 (128)	36.7%	43.8%	37.5%	48.4%	18.8%	0.8%	19.5%	3.1%	2.3%	7.8%	9.4%	63.3%
60~69歳 (173)	33.5%	41.6%	43.9%	60.1%	14.5%	1.2%	12.7%	3.5%	3.5%	9.8%	15.0%	51.4%
70歳以上 (249)	20.5%	30.9%	47.4%	40.2%	19.3%	2.0%	18.1%	4.8%	2.4%	13.7%	13.3%	26.9%
無回答 (27)	22.2%	33.3%	48.1%	55.6%	29.6%	0.0%	0.0%	3.7%	7.4%	7.4%	14.8%	29.6%
合計 (794)	32.7%	39.9%	39.5%	48.7%	16.0%	1.3%	15.7%	4.2%	3.1%	10.8%	12.3%	43.6%
	北朝鮮当局によって拉致された被害者に関する問題	ホームレスの人に関する問題	性的指向を理由とした人権侵害の問題	性同一性障害者に関する問題	人身取引(性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引)に関する問題	東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による人権問題	働く人の権利に関する問題	環境と人にかかわる問題	その他の問題	特になし	無回答	
18~29歳	6.1%	8.2%	18.4%	16.3%	2.0%	12.2%	46.9%	6.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
30~39歳	6.2%	1.5%	9.2%	10.8%	3.1%	9.2%	43.1%	4.6%	1.5%	4.6%	0.0%	
40~49歳	6.8%	0.0%	5.8%	10.7%	0.0%	7.8%	39.8%	13.6%	1.9%	2.9%	1.0%	
50~59歳	13.3%	0.0%	10.9%	10.9%	2.3%	14.8%	43.0%	12.5%	1.6%	0.8%	0.8%	
60~69歳	16.2%	2.3%	2.3%	5.8%	5.2%	19.7%	34.1%	21.4%	2.3%	0.6%	1.2%	
70歳以上	26.5%	4.8%	1.6%	2.8%	2.0%	22.1%	19.3%	18.1%	0.8%	3.2%	4.8%	
無回答	14.8%	7.4%	0.0%	7.4%	3.7%	25.9%	18.5%	18.5%	3.7%	3.7%	7.4%	
合計	16.2%	2.9%	5.4%	7.4%	2.6%	17.0%	32.6%	15.5%	1.5%	2.1%	2.3%	

【課題】

市民の多様性を捉え、状況に応じた人権教育や啓発の在り方を工夫することにより、身近な人権問題に対する市民一人ひとりの関心を高め、誰もが人権意識の高まりを実感できるよう市全体で人権尊重の社会づくりを推進する必要があります。

(2) 人権侵害の経験について

【現状】

ア 『あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。』

人権侵害をした経験については「自分では気づかなかったが、

あるかもしれない」という人が4割以上となっています。また、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」又は「あると思う」と回答した人を合わせると、人権侵害をした経験があると思う人が約5割となっています。性別にみると人権侵害をした経験があると思う人は男性の方が多くなっており、約6割となっています。年齢別にみると人権侵害をした経験があると思う人は30～69歳の各年齢層でそれぞれ5割以上、30～39歳及び50～59歳では6割以上となっています。

◆人権侵害をした経験の有無（性別）

	ないと思う (人)	自分では気づ かなかった が、あるかも しれない	あると思う	わからない	無回答
男性 (298)	33.9%	49.0%	9.4%	6.7%	1.0%
女性 (455)	37.6%	45.9%	4.2%	8.4%	4.0%
答えたくない (19)	26.3%	26.3%	10.5%	26.3%	10.5%
無回答 (22)	36.4%	40.9%	13.6%	4.5%	4.5%
合計 (794)	35.9%	46.5%	6.5%	8.1%	3.0%

◆人権侵害をした経験の有無（年齢別）

	ないと思う (人)	自分では気づ かなかった が、あるかも しれない	あると思う	わからない	無回答
18～29歳 (49)	32.7%	44.9%	4.1%	14.3%	4.1%
30～39歳 (65)	24.6%	53.8%	9.2%	7.7%	4.6%
40～49歳 (103)	28.2%	48.5%	10.7%	9.7%	2.9%
50～59歳 (128)	29.7%	54.7%	7.8%	6.3%	1.6%
60～69歳 (173)	32.9%	49.7%	7.5%	6.9%	2.9%
70歳以上 (249)	47.4%	39.0%	2.8%	8.0%	2.8%
無回答 (27)	40.7%	33.3%	11.1%	7.4%	7.4%
合計 (794)	35.9%	46.5%	6.5%	8.1%	3.0%

イ 『自分の人権が侵害されたと思われた時、あなたはどのようにされましたか』

人権侵害を受けた時の対応として、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が4割以上となっている一方で、「何もできなかった」が約3割となっています。性別にみると「家族や友人など信頼できる人に相談した」は女性の約6割が回答しており、男性を大きく上回っています。一方で、男性は「何もできなかった」が3割以上を占め、最も多くなっています。次いで「相手に抗議した」が2割半ばで、「家族や友人など信頼できる人に相談した」より多くなっています。年齢別にみると「何もできなかった」は50～59歳及び60～69歳でそれぞれ3割以上となっており、さらに50～59歳では「どのようにしたらいいのかわからなかった」も約2割となっています。

◆人権侵害を受けた時の対応(複数回答)(性別)

	家族や友人 など信頼で きる人に相 談した (人)	警察に相談 した	弁護士に相 談した	公的機関に 相談した	地域の自治 会長や民生 委員・児童 委員、人権 擁護委員に 相談した	NPO法人 など民間団 体に相談し た	職場の相談 窓口相談 した	相手に抗議 した	何もできな かった	どのよう にしたら いいの かわら なかつた	その他	無回答
男性 (75)	21.3%	5.3%	4.0%	4.0%	5.3%	1.3%	5.3%	25.3%	33.3%	18.7%	10.7%	2.7%
女性 (147)	57.8%	2.7%	0.7%	2.7%	0.7%	0.0%	6.1%	12.9%	26.5%	12.9%	7.5%	2.7%
答えたくない (7)	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	14.3%	28.6%	14.3%	0.0%
無回答 (11)	45.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	27.3%	27.3%	9.1%	0.0%
合計 (240)	45.0%	3.3%	1.7%	3.3%	2.1%	0.4%	5.8%	16.7%	28.3%	15.8%	8.8%	2.5%

◆人権侵害を受けた時の対応(複数回答)(年齢別)

	家族や友人 など信頼で きる人に相 談した (人)	警察に相談 した	弁護士に相 談した	公的機関に 相談した	地域の自治 会長や民生 委員・児童 委員、人権 擁護委員に 相談した	NPO法人 など民間団 体に相談し た	職場の相談 窓口相談 した	相手に抗議 した	何もできな かった	どのよう にしたら いいの かわら なかつた	その他	無回答
18~29歳 (12)	41.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	16.7%	8.3%
30~39歳 (22)	63.6%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	18.2%	18.2%	13.6%	9.1%	0.0%
40~49歳 (28)	35.7%	7.1%	7.1%	3.6%	0.0%	0.0%	3.6%	25.0%	28.6%	17.9%	10.7%	3.6%
50~59歳 (47)	44.7%	2.1%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	10.6%	17.0%	34.0%	23.4%	6.4%	2.1%
60~69歳 (61)	41.0%	3.3%	1.6%	4.9%	3.3%	1.6%	6.6%	19.7%	32.8%	9.8%	6.6%	1.6%
70歳以上 (57)	47.4%	1.8%	0.0%	3.5%	5.3%	0.0%	1.8%	14.0%	24.6%	15.8%	10.5%	3.5%
無回答 (13)	46.2%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	23.1%	23.1%	7.7%	0.0%
合計 (240)	45.0%	3.3%	1.7%	3.3%	2.1%	0.4%	5.8%	16.7%	28.3%	15.8%	8.8%	2.5%

【課題】

人権侵害は、誰もが当事者となる可能性があることから、一人ひとりが常に相手を傷つける言動や行動がなかったか振り返る機会を持つことが大切です。また、身近で起こりうる様々な人権侵害について具体例を示すなど、気づきを促すような人権教育及び啓発に取り組む必要があります。

人権侵害を受けた時の対応として、「何もできなかった」、「どのようにしたらいいのかわからなかった」が4割以上となっており、早期の問題解決を図るため、それぞれの人権問題に対応した市の相談窓口の周知とともに、相談・支援体制の充実に努める必要があります。

(3) 様々な人権問題についての考え

【現状】

ア 障害のある人に関する人権問題

障害のある人に関する人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」の順になっています。また、性別にみると上位3項目に大きな差はみられません。年齢別にみると18~29歳及び50

～69歳の各年齢層で「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」と回答する人が比較的多くなっています。

イ インターネットを悪用した人権問題

インターネットを悪用した人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」、「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」の順になっています。また、性別にみると「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」は男性の方が多く、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」は女性の方が多くなっています。年齢別にみると70歳未満の各年齢層で「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」が6割以上となっており、40～59歳の各年齢層ではそれぞれ7割以上と多くなっています。同様に、18～29歳では「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が5割以上となっています。

ウ 子どもに関する人権問題

子どもに関する人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」、「インターネットを使ったいじめが起きていること」の順になっています。特に「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」は約5割となっています。また、性別にみると上位3項目に大きな差はみられません。年齢別にみると50～69歳の各年齢層で「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」はそれぞれ5割以上となっています。

また、近年は、日常的に家庭の過大なケアを担う「ヤングケアラー」や、言葉、文化、習慣の違いを持つ外国にルーツのある子どもなど安心して生活することが難しい状況も見られるようになっていきます。

エ 高齢者に関する人権問題

高齢者に関する人権問題についての意識調査の結果は、回答

数が多い方から「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」の順になっています。また、性別にみると上位3項目に大きな差はみられません。年齢別にみると50～69歳の各年齢層で「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」と回答する人が比較的多くなっています。

オ 女性に関する人権問題

女性に関する人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」、「男女の性別による固定的な意識」、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」の順になっています。また、性別にみると上位3項目に大きな差はみられません。年齢別にみると30～59歳の各年齢層で「ドメスティック・バイオレンス」や「ストーカー行為」に問題意識がある人が比較的多く、「セクシュアル・ハラスメント」に問題意識がある人は18～29歳で最も多くなっています。

カ 働く人の人権問題

働く人の人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」、「休暇制度があっても取れないような実態があること」の順になっています。また、性別にみると「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」は男性の方が多くなっています。年齢別にみると「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」は年齢が下がるにつれて多くなり、40歳未満の各年齢層で4割以上となっています。

キ 部落差別などの同和問題に関する人権問題

部落差別などの同和問題に関する人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「結婚問題での周囲からの反対があること」、「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」、「特に起きているとは思わない」の順になっています。また、性別にみると「結婚問題での周囲からの反対があること」

及び「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」は男性の方が多くなっています。一方、女性は「特に起きているとは思わない」が男性より多く、「わからない」と回答する人も男性より多くなっています。年齢別にみると40～59歳で「結婚問題での周囲からの反対があること」及び「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」が比較的多くなっています。「わからない」は18～29歳及び70歳以上で多く、18～29歳では3割以上となっています。

部落差別などの同和問題が生じる原因や背景についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」、「社会全体に残る差別意識」、「わからない」の順になっています。また、性別にみると「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」は女性の方が多く、「社会全体に残る差別意識」は男性の方が多くなっています。年齢別にみると、「わからない」は18～29歳及び70歳以上で多く、18～29歳では約3割となっています。

ク 日本に居住している外国人に関する人権問題

日本に居住している外国人に関する人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」、「わからない」、「病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること」の順になっています。また、性別にみると男性は上位3項目の回答が全体の上位3項目と同様ですが、女性は「わからない」が最も多く、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」に問題意識がある人は男性より少なくなっています。年齢別にみると18～29歳で「文化や生活習慣の違いを受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」が約5割と多くなっています。

ケ 性的指向に関しての人権問題

性的指向に関しての人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から、「差別的な言動をされること」、「わからない」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の順になっています。また、性別にみると「差別的な言動をされること」は男性の方が多く、「わからない」は女性の方が多く

なっています。年齢別にみると40歳未満の各年齢層で「差別的な言動をされること」が5割以上となっており、さらに18～29歳では「じろじろ見られたり、避けられたりすること」も約5割となっています。一方、「わからない」は40歳以上で多く、70歳以上では約5割となっています。

コ 性同一性障害者の人権問題

性同一性障害者の人権問題についての意識調査の結果は、回答数が多い方から「差別的な言動をされること」、「わからない」、「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」の順になっています。また、性別にみると上位3項目に大きな差はみられません。年齢別にみると40歳未満の各年齢層で「差別的な言動をされること」が6割以上となっており、さらに18～29歳では「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」が5割以上となっています。

【課題】

これらの人権問題に関する意識調査の結果は、性別や年齢等、個人が置かれている状況によって関心の強さが変化していると考えられます。そのため、画一的に教育及び啓発を行うのではなく、多様性を捉え状況に応じて啓発手法を工夫し、市民の人権意識が確実に向上するよう効果を高めていくことが大切です。

また、インターネットによる人権問題など社会の変化に伴い発生した課題や性的指向、性同一性障害者に関する人権問題のように、テーマによっては世代間で意識に差が見られます。多様化・複雑化する人権問題や新しい人権問題についても広く理解が深まるよう、わかりやすく伝える工夫をすることが重要です。

18～29歳を中心とした若い世代では、部落差別（同和問題）としてどのような人権問題が起こっているか、それらが生じる原因や背景について「わからない」という回答も比較的多くなっています。部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、一人ひとりが正しい理解を深められるよう、若年層に対する啓発手法を工夫しながら、部落差別（同和問題）について周知を図ることが大切です。

第3章 人権教育及び啓発の推進

人権教育及び啓発は、「人権が生活の中心課題である」との認識の下、人権という普遍的文化が定着した社会を築いていくことを目的に行う必要があります。決して人権の概念だけを捉えるのではなく、日常生活の中で具体的な行動に結びつけていくことが重要です。

意識調査の結果によると、「人権尊重の考え方に強く影響を受けたもの」として、小学校や中学校時代の人権教育、家族や友人、地域などでのふれあいの中からといった意見が多く、家庭、学校・園、地域、職場といった市民生活のあらゆる場において、そのライフステージにあった人権教育及び啓発を推進するとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培い、豊かな人間関係づくりを進めるための積極的な支援を行います。

人権教育及び啓発に当たっては、人権思想の普及高揚を図ることにより、全ての市民が人権を尊重することの重要性を認識することが大切であり、とりわけ人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、積極的に推進する必要があります。

効果的な啓発活動については、回答数が多い方から「市の広報紙・隣保館だよりなど」、「テレビ・ラジオ」、「講演会や講演形式の研修会・学習会」の順になっており、年齢別に見ると、年齢の高い世代では「市の広報紙、隣保館だよりなど」が多く、若い世代では「SNS、メールマガジン、ホームページなどのインターネット」が多くなっています。

そのため、市の広報紙や隣保館だよりなどを引き続き活用しながら啓発に取り組むとともに、世代に応じた親しみやすい情報ツールの活用を進める必要があります。また、講演会、研修会、イベント、交流会、体験活動など様々な手法を用いて効果的に取り組む必要があります。

1 あらゆる場における人権教育及び啓発の推進

(1) 家庭

家庭は「あらゆる教育の出発点」であり、子どもたちが最初に出会う「生きる力を育む場」、「思いやりのある心を育む場」です。幼児期から豊かな感性や思いやり、そして善悪の判断など人格形成の基礎を育む上で極めて重要な場であり、その果たす役割は極めて大きいといえます。

しかし、核家族化、少子化や地域における人間関係の希薄化などに伴い、育児不安の広がり、過保護や過度の放任といった家庭の教育力の低下が指摘されています。保護者が偏見や差別を許さ

ず、自らの態度で子どもに模範を示すことが大切です。

そのため、子育てに関する相談、支援の充実をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための学習活動の支援、子どもとの体験学習の促進など温かい家庭を育み、共に学んでいけるような施策を学校・園、地域と連携を図りながら推進します。

また、家族の一人ひとりが、それぞれの責任を担って協力し合うことが大切であることから、性別に関係なく家事、育児、介護への積極的な参加を促します。

さらに、啓発資料等により、人権問題について家庭で活発な話し合いが行われ、日常生活の場で実践されるよう促します。

(2) 学校・園

人格形成に大きな影響のある幼少期から学齢期までにおける人権教育は、特に重要です。

近年、インターネット上でのいじめなど、いじめ問題も複雑化、多様化している状況の中で、学校・園の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に園児児童生徒の発達段階に十分配慮し、それぞれの実態に即して創意工夫をした教育を行うことが必要です。

また、子どもたちが自ら考え、判断し、行動できる資質や能力を育むとともに、豊かな人間性を培う中で個性を伸ばし、人権尊重の意識を高める教育環境を充実することが必要です。

そのため、学校・園においては、人権の問題を中心に据え、生命を大切に作る心、自他の人格を尊重し互いの個性を認め合う心など豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を養うなど人権尊重に根ざしたものの見方や考え方が身に付くよう計画的な教育活動を推進します。

また、国際社会の中で文化・習慣や人種・民族、宗教などの違いを超え、互いのよさを理解し、共に生きる社会づくりを目指した多文化共生教育を推進する必要があります。国際交流の促進及び文化の多様性の尊重により、外国にルーツのある人々と共に生きていく態度を育み、国際的な視野に立った園児児童生徒を育成します。

(3) 地域

地域は、市民が日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

このことから、地域における社会教育活動や隣保館における学

習・交流活動、行政主催のセミナーや講演会等の開催をはじめ、西脇市人権教育協議会、自治会、地域自治協議会、PTA、子ども会等において、様々な人権に関する学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による人権意識の高揚を図るための自主的な取組が活発に行われることが大切です。

そのため、人権教育を生涯学習体系に位置付け、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報・教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動を支援します。

また、人権感覚は、日常生活や地域活動の中で学びながら身に付けるものであることから、人権教育推進リーダーの育成や交流の促進により、市民の主体的な人権に関する教育及び啓発活動が活発に展開できるよう支援を行います。

(4) 職場

職場においては、出身地や国籍等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには悪質ないじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、性別や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による人権問題が起こることがあります。

また、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや長時間労働による過労死などの発生が社会問題となっているほか、女性や障害のある人等が能力を十分に発揮するための職場環境の整備も十分であるとはいえない状況にあります。

人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした活動を進めるためには、仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保、さらにはハラスメント防止の取組などについて、積極的に職場研修に努めることが大切です。

また、地域における積極的な人権啓発活動への参加、障害のある人や学生等の就業体験の受入れなどが期待されます。

そのため、本市では、推進組織である西脇市人権教育協議会と連携を図り、より多くの職場で主体的に取り組めるよう、啓発資料の配布をはじめ、人事・労務担当者等に対する研修のバックアップを積極的に行うとともに、職場研修に際して施設、情報、教材の提供等の支援を行います。

2 人権に関わりの深い特定の職業従事者に対する教育及び啓発の推進

(1) 市職員等

全ての職員は、市民福祉の向上に関わっています。直接的に公

権力を行使する業務や窓口等で直接市民と接する業務、あるいは人権問題に関わりのある業務に携わる者だけでなく、全ての職員が人権尊重の理念を理解し行政運営や業務に当たる必要があります。

そのため、人権意識を高めるための研修を実施するとともに、施策や事業を人権尊重の視点に立って見直し、取り組む課題についての共通認識を図ります。

また、ハラスメント問題では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するため、必要な研修を実施するとともに、ハラスメントは許されないという意識を高めます。

(2) 教職員等

学校・園におけるあらゆる教育活動を通じて、園児児童生徒の人権尊重の理念に関する理解を深める重要な役割を担っている教職員等に対して、人権意識の高揚と指導力の向上を図ります。

そのため、いじめ、児童虐待、インターネットによる人権侵害、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもへの教育的支援や性的指向・性自認等、困難な状況に置かれている園児児童生徒への理解促進等の今日的な人権課題を取り上げるなど研修の充実に努めます。

また、家庭や地域との連携を密にし、人権問題の解決に積極的な役割が果たせるよう教職員等の資質向上に努めるとともに、体罰や威圧的な言動に頼る指導はいかなる場合においてもあってはならないとの認識で、その根絶を目指します。

(3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係者は、社会的な地位、国籍、宗教などにより患者等を差別することなく、健康を守るという重要な役割を担っています。また、職務の執行に当たっては生命の尊厳を重んじるとともに、患者等の立場を考慮し、プライバシー保護に配慮した対応が求められていることから、人権意識を高め人権尊重の理念の理解を深める取組の支援を行います。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会や福祉施設職員などの福祉関係者は、障害のある人、高齢者等の介護や生活相談・子どもの見守り活動や適切な専門機関への取次ぎなどの

支援に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシー保護への配慮という点においても高い人権意識が必要不可欠であることから、人権に配慮した適切な対応ができるよう、人権意識の高揚に努めます。

第4章 個別の人権課題にかかる施策の推進

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく豊かに生きる権利であるにもかかわらず、実際の社会では様々な偏見や差別があり、これらによる人権侵害が起きています。人権課題を解決するためには、各課題についての知識や理解を深め、人権感覚を磨くとともに日々実践していく必要があります。

○ 障害のある人

(1) 現状と課題

障害のある人の人権については、国連総会で昭和50（1975）年の「障害者の権利に関する宣言」、昭和56（1981）年の「国際障害者年」制定を契機として、昭和58（1983）年から平成4（1992）年までの「国連障害者の10年」を通じ「障害者の完全参加と平等」の実現を目指し、各国で障害者施策の推進と充実を図る取組が進められました。

そして、平成18（2006）年には、障害のある人の基本的人権を保護し、尊厳の尊重を促すことを目的として「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

我が国では、平成5（1993）年に「心身障害者対策基本法」が障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策を推進するため「障害者基本法」に改正されました。また、平成7（1995）年には「障害者プラン」が策定され、障害者政策はノーマライゼーションの理念に基づき推進されてきました。

平成23（2011）年の「障害者基本法」の改正以降、平成25（2013）年に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、平成28（2016）年に「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行されました。また、平成30（2018）年には、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができ、障害のある子どもの健やかな育成のための発達を支援することを目的とした改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が施行されるなど、障害のある人に関する法制度及び施策が大きく変化しています。

このような背景の下、本市では、平成28（2016）年に「西脇市手話言語条例」を制定し、手話を言語として認めるとともに、手話の普及と手話が使いやすい環境の整備を進めています。また、平成30（2018）年に策定した「西脇市障害者基本計画」において、

障害者施策の基本的な方向性、具体的な取組方策、支援サービスの内容等を示し、「互いにみとめあい 住みなれた地域で その人らしく暮らせるまち にしわき」を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、その人らしく安心して暮らせる共生社会の実現に取り組んでいます。

意識調査の結果によると、「障害のある人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われること」について、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと」が41.1%と最も高く、次いで「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと」が36.0%、「社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと」が25.1%となっています。

障害のある人の就労面での支援、障害のある人もない人も共に生活できる環境整備、障害に関する正しい知識の普及・啓発が必要となっています。

(2) 施策の推進

西脇市障害者基本計画の基本目標「人権を尊ぶまちづくり」、「社会参加と生きがいづくり」、「共に暮らせる地域づくり」の達成に向けて施策を展開します。

ア 人権意識の高揚

障害や障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の人権を尊重し、地域で互いに認め合い、安心して生活できるように地域における人間関係を築く必要があり、啓発資料、研修会などによる啓発活動を推進します。

イ 差別解消と合理的配慮の促進

「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき事業所や学校・園、市民に対し「障害者差別解消法」の趣旨を広く周知し、社会全体で障害のある人とその家族への差別解消と合理的配慮の提供が実施されるように努めます。

ウ 障害のある人への虐待防止対策の推進

障害のある人への虐待を防止するため、市民や事業所等を対象とする啓発を推進します。また、虐待事例が発生した場合は、市、障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所が連携し、適切に対応します。

エ 障害のある人の権利の保障と権利擁護の推進

障害のある人が生活に係る情報を得ることは、基本的な人権を保障するために大切なことです。様々な情報を入手し、日常生活に必要なサービス等の支援を選択できるように、関係機関

と連携し、わかりやすい情報の提供に努めます。また、判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度を円滑に利用できるような情報提供や申立てへの支援等を行います。

オ 就労支援の充実

障害のある人の就労に向けた訓練の支援を行うとともに、関係機関等との連携により障害のある人の雇用を促進し、職場での定着が図られるよう支援します。また、事業所に対しては、障害のある人への理解を深め、雇用が促進されるよう啓発を推進します。

カ 福祉のまちづくりの推進

誰もが利用しやすい社会環境が整備されるよう、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

○ インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットは手軽で便利なメディアとして、社会経済活動や日常生活に必要不可欠なものになっています。近年は、個人がホームページやSNSなどを通じて、情報を受信・発信することが一般的になりました。

しかし、匿名性や情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する行為、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示やいじめなどが発生し、社会に大きな影響を及ぼしています。

また、特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や部落差別等の問題に関して差別を助長するような内容の書き込みが大きな問題になっています。

さらに、スマートフォンの急速な普及やSNSの利用拡大により、青少年が人権侵害の加害者や被害者になる事例が発生しています。

平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになり、令和4（2022）年には、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの改正が行われました。

また、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、平成15（2003）年には「個人情報保護に関する法律」が制定されています。

意識調査の結果によると、「インターネットを悪用した人権侵

害について、あなたが特に問題があると思われること」について、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載すること」が62.8%と最も高く、次いで「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が38.2%、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」が25.6%となっています。

情報化が進む中、社会のあらゆる場所でインターネットの活用が日常のものとなり、手軽で便利になった反面、人権侵害が増加しています。

全ての市民に対して、情報の受信・発信における個人の責任、プライバシーの保護に関する正しい知識、情報モラルについての正しい認識などを深めるための教育や啓発活動の充実に努める必要があります。

(2) 施策の推進

インターネットによる人権問題に対応するため、関係機関と連携を図りながら、次に掲げる取組を推進します。

ア 啓発活動の推進

全ての市民が、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の受信・発信に関する正しい知識を身に付けるための啓発活動を推進します。

イ 情報モラル教育の推進

学校・園において、情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。また、保護者に対してフィルタリングサービスの利用についての普及啓発に努めます。

ウ インターネットモニタリングの実施

インターネットモニタリングを引き続き実施し、差別書き込みの防止に努めます。インターネット上で差別書き込みを発見した場合は、法務局や警察など関係機関と連携し、削除要請等を行います。また、園児児童生徒のインターネット上でのトラブルや問題行動を未然に防止するため、サイバーパトロールを引き続き実施します。

○ 子ども

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化、人間関係の希薄化、コミュニティ意識の衰退、高度情報化、グローバル化の進展、価値観の多様化などにより、子どもを取り巻く家庭及び社会環境は、目まぐるしく変化しています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、育児放棄、ヤングケアラー、不登校、ネットトラブル、いじめ、自殺、非行の低年齢化、援助交際や児童ポルノといった性の商品化など、子どもの命や人権をめぐる問題が深刻化し、子どもの生命が脅かされる事件が全国的に発生しています。また、性自認への対応、外国にルーツのある子どもへの支援など、個々のケースに応じた子どもの安全安心な生活保障は重要な課題となっています。

国においては、平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准し、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び罰則並びに児童の保護等に関する法律」、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しました。

平成25（2013）年の「いじめ防止対策推進法」の施行により、国及び地方公共団体等の責務が明確にされるとともに、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成27（2015）年に幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

また、全ての子どもの権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するために、令和4（2022）年に「こども基本法」が制定されました。

本市においても、平成31（2019）年に「第3期西脇市教育振興基本計画」を策定し、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するとともに、生涯活躍社会・共生社会を実現するための施策の目標と柱を示しました。さらに、地域社会が一体となって、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するため、令和元（2019）年に「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定しました。また、子どもの最善の利益が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが、心身ともに健やかに育つことができるよう「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を令和2（2020）年に策定し、取組を推進しています。

意識調査の結果によると、「子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われること」について、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」が49.2%と最も高く、次いで「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」が44.6%となっています。虐待、いじめに関する回答が上位に並んでおり、市民意識の

高さがうかがわれます。

(2) 施策の推進

「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」及び「西脇市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域社会全体で子育て家庭を支援し、全ての子どもが保護者や地域の人々と健やかに成長することができる社会の実現を目指すとともに、安心して子育てができ、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指します。

子どもへの体罰は児童虐待であることの周知や、児童虐待やいじめの未然防止に向けた教育及び啓発を行うとともに、児童虐待やいじめを早期に発見し、適切な保護に努めます。

また、子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点から、子どもの意思を尊重し、子どもの権利についての正しい理解と認識を深める啓発を引き続き推進します。

ア 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、行政や警察、医療機関などの関係機関が連携を深めるとともに、社会全体の関心と理解を深める取組を推進します。

イ いじめ防止対策の推進

「西脇市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめは社会全体で取り組む問題であるとの認識を持つとともに、教職員の資質・能力及びチーム力の向上を図り、家庭や地域、関係機関等と連携・協力して問題克服のための取組を推進します。

ウ 支援を必要とする子どもへの対策の推進

経済的困窮やヤングケアラー等の個別のケースに応じた支援について、家庭や地域、関係機関等と連携・協力し施策を推進します。また、外国にルーツのある子どもやその家庭が安心して子育て・子育てができるサポート体制の確立を目指します。

○ 高齢者

(1) 現状と課題

我が国では、全人口に占める高齢者人口の割合が令和3（2021）年9月で29%を超え、世界でも例を見ない速さで高齢化が進んでいます。本市の令和4（2022）年4月1日現在の高齢化率は、総人口の34.0%に達し、約3人に1人が高齢者となる超高齢社会を

迎えています。

この超高齢社会において、誰もが長寿を喜び、高齢者が健やかに、また病気や身体が不自由になっても、人生をいきいきと過ごせる社会づくりが求められています。

また、認知症等心身機能の衰えなどから、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、虐待や悪徳商法、詐欺などの財産侵害を受けたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題が生じています。

意識調査の結果によると、「高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われること」について、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」が44.5%と最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと」が31.5%、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」が31.2%となっており、高齢者の尊厳が大切にされていない現状が見られます。高齢者が、可能な限り社会との関わりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、社会を構成する重要な一員として各種活動に参加できる環境づくりが必要です。

(2) 施策の推進

高齢者が、住みなれた地域で共に支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしていける社会の実現を基本理念とし、地域包括ケアシステムをさらに推進します。

ア 社会参加・交流の促進

高齢者が生きがいを持って地域社会との関わりを持ち続けられるよう、高齢者が参加しやすい場づくりや就労を含む様々な活動への支援を行います。

イ 認知症施策の推進

認知症についての正しい知識や関わり方、支援の在り方などの普及啓発を進め、偏見や排除がない地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

ウ 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するための早期発見、予防、支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら強化していきます。

また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など、権利擁護に関する制度の周知・啓発を行い、支援が必要な人の早期把握と早期支援につなげます。

エ 安全・安心なまちづくり

高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携して、

防災行政無線等による注意の呼び掛けをはじめ、防犯チラシの作成及び自治会等を通じた回覧・配布、老人クラブ等での出前講座の開催など、様々な機会を捉えて、わかりやすい内容で周知・啓発を図ります。

○ 女性

(1) 現状と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、より一層重要となっています。

しかし、依然として男女の役割を固定的に捉える意識が根強く社会に残っており、女性が不利益を受ける原因となっています。さらには、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪などの女性に関わる人権侵害が問題となっています。

国は法の下で男女平等をうたい、昭和60（1985）年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定をはじめ、「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」など男女平等社会の実現に向けて、法令等の整備を進め、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

県においても「ひょうご男女共同参画プラン21」や「兵庫県DV防止・被害者保護計画」の策定など、時代の変化に対応した取組が進められています。

意識調査の結果によると、「女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われること」について、「女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること」が37.0%と最も多く、次いで「男女の性別による固定的な意識」が32.5%、「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」が28.2%となっています。

女性の活躍がますます期待される中、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等の推進を図る必要があります。また、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、家庭や地域、職場において実践することが求められており、関係機関が連携し支援体制を整える必要があります。

(2) 施策の推進

「西脇市男女共同参画基本プラン」に基づき、一人ひとりの人

権を尊重し合いながら、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野で対等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

ア 人権尊重と男女共同参画に向けた社会づくり

男女共同参画の推進に当たっては、性別にとらわれず、互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うことが必要です。

そのため、男女平等の意識を育むための教育及び啓発を推進します。

イ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

男女で固定的な役割分担意識が強い慣例の見直し、政策決定過程への女性の参画拡大、職場の環境改善に係る啓発とワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組みます。

ウ 配偶者やパートナーからのあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害です。あらゆる暴力の根絶に向け「西脇市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」に基づき、DV対策の充実を図ります。

○ 働く人と職場

(1) 現状と課題

就職の際に提出する応募用紙の様式から応募者本人の能力・適性とは直接関係のない就職差別につながるおそれのある項目が削除されるなど、様々な人権保護の取組が行われてきたにもかかわらず、職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、長時間労働、性別・障害・国籍などによる不当な扱いが依然として社会問題となっています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のために、働き方を見直し、男女共同参画を推進するとともに、子育てや介護など個人のライフステージに応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。

意識調査の結果によると、「働く人の人権に関して、あなたが特に問題があると思われること」について、「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てないこと」が25.8%と最も高く、次いで「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること」が22.9%、「休暇制度があっても取れないような実態があること」が22.5%となって

います。

平成29（2017）年に「男女雇用機会均等法」が改正され、事業主に妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての防止措置が義務付けられました。また、令和2（2020）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、パワー・ハラスメントについても、その防止措置が事業主に義務付けられました。

今後は、さらに人権を尊重し、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境、職場づくりが必要です。そのためには、働く人の人権に関する正しい理解と認識を深めることが重要です。

(2) 施策の推進

対話や気付きを大切にし、様々な機会を捉えて人権意識の高揚を図り、一人ひとりの人権を大切にしたい働きやすい職場づくりの取組を推進します。

ア 啓発活動の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現や職場でのハラスメントの防止等に向け、事業所やハローワークなどの関係機関と連携し、市民意識の一層の醸成を図るための広報、啓発活動に努めます。

イ 学習機会の提供

誰もがいきいきと働くことができる職場づくりを目指し、法令や制度、ハラスメントを生まないコミュニケーションなどの実践事例に関する情報や学習の機会を提供します。

ウ 相談支援体制づくり

関係機関と連携し多様な働き方に対応できるよう、働く人の子育て、介護などの相談・支援体制づくりに積極的に取り組みます。

エ 情報を共有するネットワークづくり

事業所は、社会を構成する一員としての責任を果たすことが求められています。人権に配慮した取組として、西脇市人権教育協議会の企業内教育部会と連携し、市内の事業所間で情報共有や意見交換ができる機会づくりに努めます。

○ 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

部落差別（同和問題）は、「同和对策審議会答申」（昭和40（1965）年。以下「答申」という。）において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とされ、「早

急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と示されました。

この答申を受け、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」（以下「特別措置法」という。）が制定されてから平成14（2002）年までの33年間、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の事業が国により実施されました。

本市においても、特別措置法に基づく同和対策事業や同和教育・啓発などを実施し、その結果、部落差別（同和問題）に起因する劣悪な生活環境や教育上の格差等の「実態的差別」解消に大きな改善が見られました。

そして、特別措置法が失効した平成14（2002）年以降は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」により、部落差別（同和問題）を重要な人権課題の一つと捉え、その解決に向けた取組を推進してきました。

これまでの教育及び啓発により、部落差別（同和問題）に関する正しい理解は深まっているものの、近年、全国的にインターネットを悪用した差別書き込みなどの課題が生じています。

こうした中、平成28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行され、「部落」という文言が初めて法律名に用いられました。

「部落差別解消推進法」は、部落差別が現在もなお存在することを国が公式に認め、部落差別解消に向けた相談体制の充実、教育及び啓発の必要性、実態調査の実施について示しています。

意識調査の結果によると、「部落差別などの同和問題に関して、あなたは現在どのような人権問題が起きていると思うか」について、「結婚問題での周囲からの反対があること」が32.9%と最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」が20.8%となっています。また、人権教育や啓発について、「部落差別などの同和問題は、口に出さないでそっとしていれば、自然になくなる」と考えている人が22.9%となっています。このようなことから、「無知、無理解、無関心」に起因する偏見や差別が生じることがないように、関心を持ち、学びの機会を得ながら人権感覚を磨いていくことが必要です。

(2) 施策の推進

部落差別に関する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための取組を推進します。

ア 部落差別の解消に向けた学習機会の充実

部落差別の解消に向けて、世代にあった幅広い人権に関する学習機会の充実と継続的な取組に努め、人権教育及び啓発のための情報提供を積極的に行います。

イ 部落差別の解消に向けた啓発活動の充実

学校・園、地域、職場などにおいて、西脇市人権教育協議会などの関係機関と連携し、人権教育及び啓発のための研究や研修の充実を図ります。

ウ 隣保館活動の充実

各種講座や相談業務を行うとともに、地域住民の交流事業を展開するなど、地域に密着した人権啓発活動の拠点として、またコミュニティセンターとして、隣保館活動の充実を図ります。

○ 外国人

(1) 現状と課題

日常生活においては、異なる言語や習慣、文化等への理解不足から、労働や住宅、教育等の分野において、外国人が、不便を強いられたり、偏見や差別を受けたりするなどの問題が依然として生じています。

一方で、国際化の進展に伴い、多数の外国人が生活する中で、新たなつながりが生まれ、外国人をサポートしようという活動も増えてきています。また、従来から国内に生活の本拠を有する在日韓国・朝鮮人等の永住者については、交流などを通して相互理解が深まりつつあるものの、歴史的経緯から差別意識は依然として残っており、「ヘイトスピーチ」などの新たな問題が生じています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組を推進することを目的に平成28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

意識調査の結果によると、「日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思われること」について、「就職・職場で不利な扱いを受けること」が30.0%と最も高く、次いで「文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること」が28.5%、「わからない」が同じく28.5%となっています。

外国人に対する理解やその人権の尊重に関する理解を深めていくためには、日常生活の中で異なる歴史や文化、生活習慣、価値観などの多様性を受け入れ、互いに尊重する気持ちを育み、共に生きる環境づくりを進めることが重要です。

(2) 施策の推進

国籍や民族、文化の違いにかかわらず、互いを理解し、共に地域社会を支える主体となる、活力ある多文化共生社会に向けた取組を推進します。

ア 多文化共生教育の推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の共通点や違いを認め、理解し合い、共に生きていく多文化共生への認識を高めるための交流や体験活動等を行います。

イ 日本語指導を必要とする園児児童生徒及び保護者等への支援

日本語指導が必要な園児児童生徒等に対し、コミュニケーションの円滑化、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど学校生活に早期に適応できるよう支援します。また、地域においても国際親善交流協会と連携し、日本語教育の一層の充実を図ります。

○ 性的指向・性自認

(1) 現状と課題

生まれたときの外観などで判断される「身体の性」と、自分が自覚している「心の性」は、必ずしも一致するものではありません。恋愛対象が異性とは限りません。周りと違う自分に違和感を覚えながらも、いじめや差別につながることへの不安から、誰にも相談できずに悩んでいる人がいます。

また、セクシュアリティ（性の在り方）に関係する“からかい”や“差別的な発言”により自尊感情を傷つけられるだけでなく、不登校や引きこもりといった事案が発生しているとの報告もあります。性の多様性を認め、一人ひとりが自分らしく生きていくためには、まず「知る」「理解する」ということが重要です。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示すことをいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）、愛情はあるが誰に対しても性的な関心や欲望を抱かない無性愛（アセクシュアル）などを指します。

特に「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対して偏見があり、同性愛者、両性愛者は場合によっては自らの居場所を追われることさえあります。現在は、性的指向を理由とする差別的取扱いが不当であるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があるのが現状です。

また、性自認とは、自分自身の性別をどのように認識している

かということで「心の性」と呼ばれています。多くの人は、「身体の性」と「心の性」が一致しますが、一致しない人は、カミングアウトやアウティング等により偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な扱いを受けたりすることがあります。

平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行（平成20（2008）年改正により要件緩和）され、一定の要件を満たす人については、性別の取扱い変更の審判を受けることが可能となる制度が設けられました。

意識調査の結果によると、「異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、あなたは現在どのような人権問題が起きていると思うか」について、「差別的な言動をされること」が38.4%と最も高く、次いで「わからない」が37.3%となっています。

性的指向や性自認は様々であることを認識し、偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

(2) 施策の推進

多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築こうとする機運を高める取組を推進します。

ア 地域社会における教育及び啓発の推進

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、多様な性への理解を深める教育及び啓発を推進します。

イ 学校教育における人権教育の推進

性的指向や性自認に起因するいじめやいやがらせがなくなるように、性の多様性に関する理解を深めていきます。また、当事者に寄り添いながら、悩みや思いを共有しカウンセリングマインドで接します。

ウ 性の多様性が尊重される環境づくり

自分自身をありのままに表現できる、性の多様性が尊重される環境づくりに努めます。

○ 感染者等

(1) 現状と課題

令和元（2019）年に初めて確認され、世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症は、世界のあらゆる国や地域において当該感染症に関する誤った知識や偏見により、感染者、濃厚接触者、医療従事者等が差別される事象が多発するなど、人々が生きていく上でなくてはならない様々な権利を脅かしました。

H I V感染症は、昭和60（1985）年の我が国初のエイズ患者の認定以降、感染者への差別が全国に広がりました。現在、日常生

活では感染しにくい非常に感染力の弱いウイルスであることや、検査による早期発見と治療によって発症を遅らせることが可能であることがわかっています。しかし、エイズ患者、H I V感染者やその家族に対する偏見や差別は根強く残っています。

ハンセン病は、感染力の弱いウイルスであり、治療によって完治する病気であることがわかっています。ハンセン病患者を強制隔離していた「らい予防法」は平成8（1996）年に廃止され、平成21（2009）年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されましたが、ハンセン病患者・元患者及びその家族は今なお偏見や差別に苦しんでいます。

意識調査の結果によると、「あなたが特に関心を持っている人権問題は何か」について、感染者等に関する人権問題への関心は低く、「エイズ患者・H I V感染者に関する問題」は4.2%、「ハンセン病患者・回復者などに関する問題」は3.1%となっています。

感染症患者等に関する理解は進みつつあるものの、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。感染症患者等の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが重要であるという考えを念頭に置き、正しい知識を広める教育や啓発活動の充実に努める必要があります。

(2) 施策の推進

感染者を取り巻く様々な問題に対応するため、関係機関との連携を図りながら次に掲げる取組を推進します。

ア 感染症等に関する人権侵害を防止するための教育及び啓発の推進

感染者や関係者等に対する人権侵害が起こらないように教育及び啓発を推進します。

イ H I V感染症等に対する理解と認識を深めるための教育及び啓発の推進

エイズ患者、H I V感染者、ハンセン病患者等については、病気そのものに対する偏見があり、これらの感染症の正しい理解と認識を深めるための教育及び啓発を推進します。

ウ 学校教育における理解の推進と人権教育の充実

学校教育においては、発達段階に応じた教育を通して、正しい知識を身に付けることにより偏見や差別の解消に努めます。

○ 様々な人権課題

上記以外にも、様々な人権に係る課題が存在し、さらに多様化、

複雑化する傾向にあります。

これらの課題についても、その解消に向け、関係機関と連携しながら取組を進める必要があります。

- ・被災された人

災害は人々の暮らしの全てを奪い、避難生活などの理不尽な苦しみを強いるものです。また、災害発生時の不確実な情報に基づき他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの人権侵害が発生しています。

災害時の人権侵害を防ぐためには、正しい情報と冷静な判断に基づき一人ひとりが思いやりの心を持って行動することが必要です。

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題の解決をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

- ・犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的、経済的な苦しみに加え、興味本位のうわさや心ない中傷などにより生活の平穏が侵害されるなどの問題が指摘されています。犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮などについて理解を深める必要があります。

- ・刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や入居に関する差別など、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況です。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

- ・ホームレスの人

自立の意思があるにもかかわらず、やむを得ない事情で公園、河

川敷、道路などでの生活を余儀なくされる人々（以下「ホームレスの人」という。）が存在し、ホームレスの人に対するいやがらせや暴力などの人権侵害が発生しています。ホームレスの人の自立を図るためには、ホームレスの人に対する地域社会の理解と協力が必要です。

- ・ アイヌの人々

独自の伝統や文化をもつ先住民族であるアイヌの人々に対する理解が十分ではないため、進学や就職、結婚などで偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るためには、アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

- ・ 人身取引

性的搾取や強制労働、臓器移植などを目的とした人身取引は、重大な犯罪、深刻な人権侵害であり、被害者の多くは女性や子どもであるといわれています。人身取引をなくすためには、その実態を知り、社会全体の問題として認識する必要があります。

- ・ 環境と人

21世紀は「環境の世紀」ともいわれています。自然環境を守ることは、人々の生命への配慮、つまり地球上のあらゆる人々の人権を守ることに密接に関わっています。

健康で文化的な生活を送ることができるよう、地球環境の現状やその課題について理解を深め、日常生活を環境に配慮したものに変えていく必要があります。

第5章 推進体制

1 推進体制の整備

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発については、それぞれの人権課題にかかる施策の展開が重要です。そのため、全ての市民と市職員が高い人権意識を持って行動する必要があります。

人権施策を推進するため、各部署が相互に連絡・調整し、推進体制の整備を図り、総合的に対応します。また、西脇市人権教育協議会等と連携して地域における学習体制の整備・強化に努めます。

2 相談体制の充実

人権侵害を受けた当事者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を整備することが重要です。そのためには、人権に関する身近な相談窓口の周知と利用しやすい相談体制づくりに努めます。また、関係機関、相談窓口と密接な連携・協力を図り、問題の解決に努めます。

3 関係機関との連携体制

人権教育及び啓発を円滑に推進するためには、国、県の関係機関、市内の各種団体との連携・協力が必要です。

人権擁護推進の立場にある人権擁護委員や西脇市人権教育協議会をはじめとする、人権教育及び啓発に関係する各種団体との連携を強化し、情報の共有、啓発、研修、相談等を効果的・効率的に推進します。

4 指針の期間と見直し

本指針の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて意識調査を行い、内容を見直すものとします。

資料編

1. 西脇市人権施策推進審議会 委員名簿

(敬称略、順不同)

選出区分	所属等		氏名
学識経験のある者	兵庫教育大学大学院特任教授		◎浅野良一
各種団体を代表する者	西脇市人権教育協議会		○武部治仁
	西脇市連合区長会		臼井茂樹
	北播人権擁護委員協議会西脇部会		丸山善彦
	西脇市社会福祉協議会		長尾芳明
	西脇市人権教育推進委員		名越乙江
	西脇市民生委員児童委員連合会		村上昌紘
	西脇市民生委員児童委員連合会		長谷川美紀子
	西脇市人権教育協議会企業内教育部会		岡本さとみ
	西脇市男女共同参画審議会		蓮池昌美
	西脇市障害者地域支援協議会		坂田加代子
学校関係者	双葉小学校	~R4.3.31	閑念智志
	桜丘小学校	R4.4.1~	前田正樹
	西脇東中学校		竹内誠
公募による市民	公募委員		ウィップル道子
	公募委員		宮崎美佐
市長が必要と認める者	N I T 情報技術推進ネットワーク株式会社		篠原嘉一

◎会長 ○副会長

2. 指針改定の経過

年 月 日	内 容
令和元(2019)年8月30日～9月20日	人権に関する市民意識調査
令和3(2021)年6月12日	第1回西脇市人権施策推進審議会
令和3(2021)年8月25日	第2回西脇市人権施策推進審議会・諮問
令和3(2021)年11月24日	第3回西脇市人権施策推進審議会
令和4(2022)年2月21日	第4回西脇市人権施策推進審議会
令和4(2022)年6月21日	第5回西脇市人権施策推進審議会
令和4(2022)年8月8日	第6回西脇市人権施策推進審議会
令和4(2022)年10月5日	第7回西脇市人権施策推進審議会
令和4(2022)年11月14日～12月16日	パブリック・コメント
令和5(2023)年1月30日	第8回西脇市人権施策推進審議会
令和5(2023)年2月20日	答申

3. 用語解説

《あ行》

いじめ防止対策推進法

いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めた法律

HIV（エイチ・アイ・ブイ）

ヒト免疫不全ウイルス。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。HIVは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く含まれる。感染は、粘膜（腸管、膣、口腔内など）及び血管に達するような皮膚の傷（針刺し事故等）からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

SNS（エス・エヌ・エス）

Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流を通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのことをいう。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標と訳される。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境などの広範な課題に総合的に取り組もうとするもの。

《か行》

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮

国際人権規約

世界人権宣言で規定された権利に法的拘束力をもたせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）が採択された。この二つを「国際人権規約」という。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律

子ども・子育て支援新制度

平成24（2012）年8月に可決・成立し、公布された「子ども・子育て関連3法」（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関連法律の整備法）に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律

《さ行》

サイバーパトロール

ウェブサイトや電子掲示板を閲覧して、違法・有害情報を把握するためインターネット上で行うパトロール

児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする法律

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（18歳未満の全ての者と定義）が今日なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約

児童ポルノ

児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した画像など。児童の定義は国によって異なる。日本の児童福祉法・児童買春処罰法などでは18歳未満の者を児童と規定している。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

障害者総合支援法

障害のある人、障害のある子どもがその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

障害者の権利に関する条約

平成18（2006）年に国連総会で採択され、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律

情報モラル教育

情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し適正な行動ができる考え方や態度を育成するための教育

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

仕事で活躍したいと希望する全ての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して成立した法律

人権文化

人権尊重の理念が、家庭、地域、職場、学校などにおいて生活文化として定着していること。

成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人が、被害を受けることがないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度

セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせ。相手の意思に反し、性的な言葉や行為で不快・不安な状態に追い込むこと。

《た行》

多文化共生

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、充実した職

業生活を営むことができるようにすることを基本理念とする法律

地域包括ケアシステム

高齢者が住みなれた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供していく仕組み

DV（ディー・ブイ）

Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力（身体的・精神的・性的）をいう。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットサービスにおいて法や権利に抵触する悪質な書き込みがあった場合に、そのサービスのプロバイダーがその悪質な書き込みを削除できる権利や、管理責任を問われる範囲などを規定している法律

《な行》

ノーマライゼーション

障害に対するあらゆる社会のバリア（障壁）を取り除くことで、誰もがひとつの社会の中で互いに尊重しながら、普通の生活を送ることができる社会を目指すという考え方

《は行》

フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

現在でも部落差別が存在することを明記し、それを解消するために相談体制の充実や教育及び啓発等、必要な施策を講じるように定めた法律

ハイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康（障害）といった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人又は集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

平成28（2016）年に施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に向けて、国は相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むことが、地方公共団体は国との適切な役割分担の上、当該地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることが示されている。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為のこと。

《ま行》

マタニティ・ハラスメント

働く女性が、妊娠、出産や育児休業などを理由とした解雇や退職の強要など労働者として不利益な扱いを受けること。

モニタリング

インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対し、悪質な差別書き込みがないか確認を行うこと。

《や行》

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。

《わ行》

ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる、仕事と生活が調和した状態のこと。

西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定版）

発行日： 令和 5（2023）年 3 月

発行： 西脇市

編集： 西脇市都市経営部まちづくり課人権室
〒677-8511

西脇市下戸田 128番地の 1

[TEL] 0795-22-3111 [FAX] 0795-22-1014
